

災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と鳥取県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する農業集落排水施設において、災害により施設に被害が発生した場合の乙の復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- （1） 地震・津波による災害
- （2） 大雨・豪雨による災害
- （3） 落雷による災害

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援とは、次のとおりとする。

- （1） 被害状況及び内容の調査
- （2） 緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討
- （3） 被災証明に関する資料の作成
- （4） 災害査定用設計書の作成
- （5） 災害査定の立会い及び説明

（支援の要請）

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援を必要と認める場合には、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合には、書面（別記様式）によるものとする。
ただし、事態が急迫して書面によることができない場合には、口頭で行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、書面を提出するものとする。

（支援の実施）

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、支援を行うものとする。

(事務局)

第7条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局を次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局 北栄町地域整備課（農業集落排水施設担当課）
- (2) 乙の事務局 鳥取県土地改良事業団体連合会本部事務局

(復旧支援に要する費用)

第8条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協約に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年10月10日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町

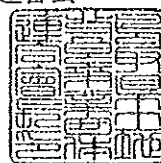
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県鳥取市千代水4丁目37番地

鳥取県土地改良事業団体連合会

会長 木村 肇



別記様式（第4条関係）

〔鳥取県土地改良事業団連合会 様
FAX：0858（22）9127〕

年 月 日

災害復旧支援に係る要請書

鳥取県土地改良事業団連合会 会長 様

北栄町長

災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書第4条に基づき、協力を要請します。

記

復旧支援を要請する施設	クリーンセンター島（鳥取県東伯郡北栄町北条島564番地1）
復旧支援要請の内容	1 被害状況及び内容の調査 2 緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討 3 被災証明に関する資料の作成 4 災害査定用設計書の作成 5 災害査定の立会い及び説明 ※該当の数字に○を記入すること
その他	

担当者及び連絡先	課	室（係）
	職	氏名
	（電話	）
	（携帯電話	）